

国土審議会決定の改正について（案）

平成24年月日
国土審議会決定

平成23年7月1日に国土交通省の組織再編が行われたことに伴い、組織の名称変更等があったことから、以下の通り国土審議会決定の該当箇所を改正する。

改正された国土審議会決定は、改正の日より施行する。

○半島振興対策部会設置要綱（平成17年9月7日国土審議会決定）

第3条中、部会の庶務は「国土交通省都市・地域整備局地方整備課半島振興室」において処理するとされているところ、「国土交通省国土政策局地方振興課半島振興室」と修正する。

○首都圏整備部会設置要綱（平成17年12月16日国土審議会決定）

第8条中、部会の庶務は「国土交通省国土計画局広域地方整備政策課」において処理するとされているところ、「国土交通省都市局都市政策課」と修正する。

○近畿圏整備部会設置要綱（平成17年12月16日国土審議会決定）

第8条中、部会の庶務は「国土交通省国土計画局広域地方整備政策課」において処理するとされているところ、「国土交通省都市局都市政策課」と修正する。

○中部圏整備部会設置要綱（平成17年12月16日国土審議会決定）

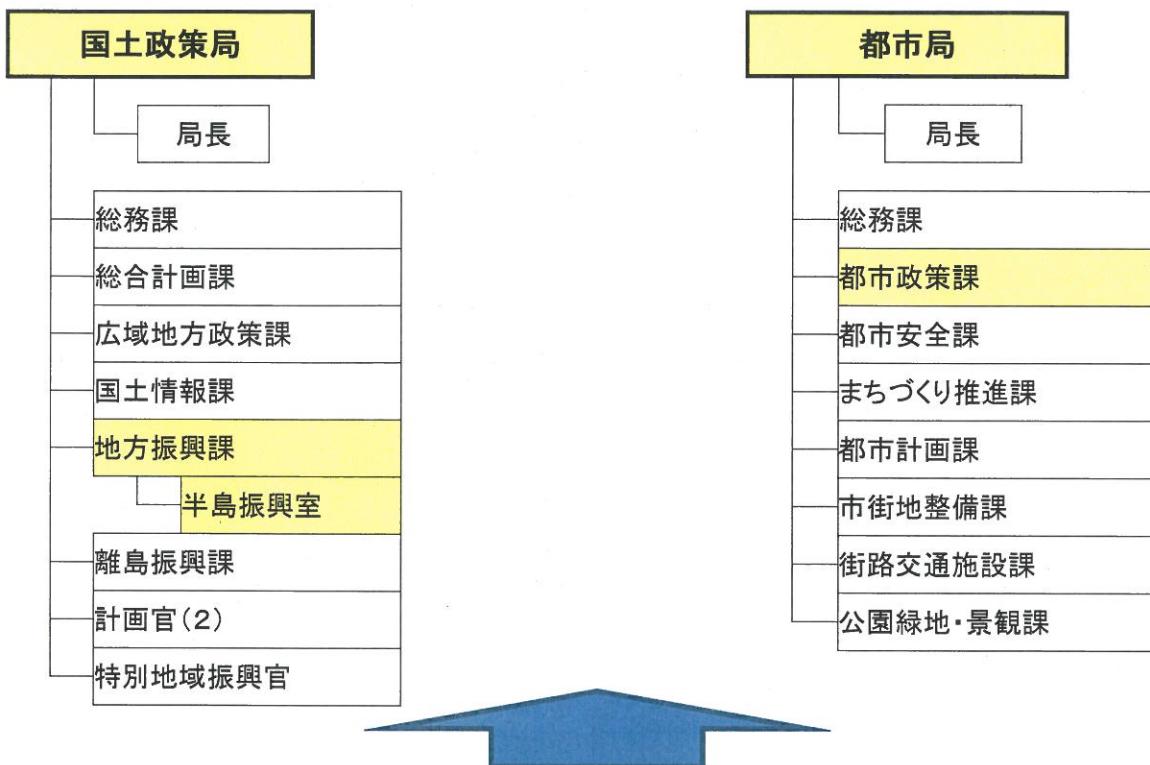
第8条中、部会の庶務は「国土交通省国土計画局広域地方整備政策課」において処理するとされているところ、「国土交通省都市局都市政策課」と修正する。

○政策部会設置要綱（平成21年4月21日国土審議会決定）

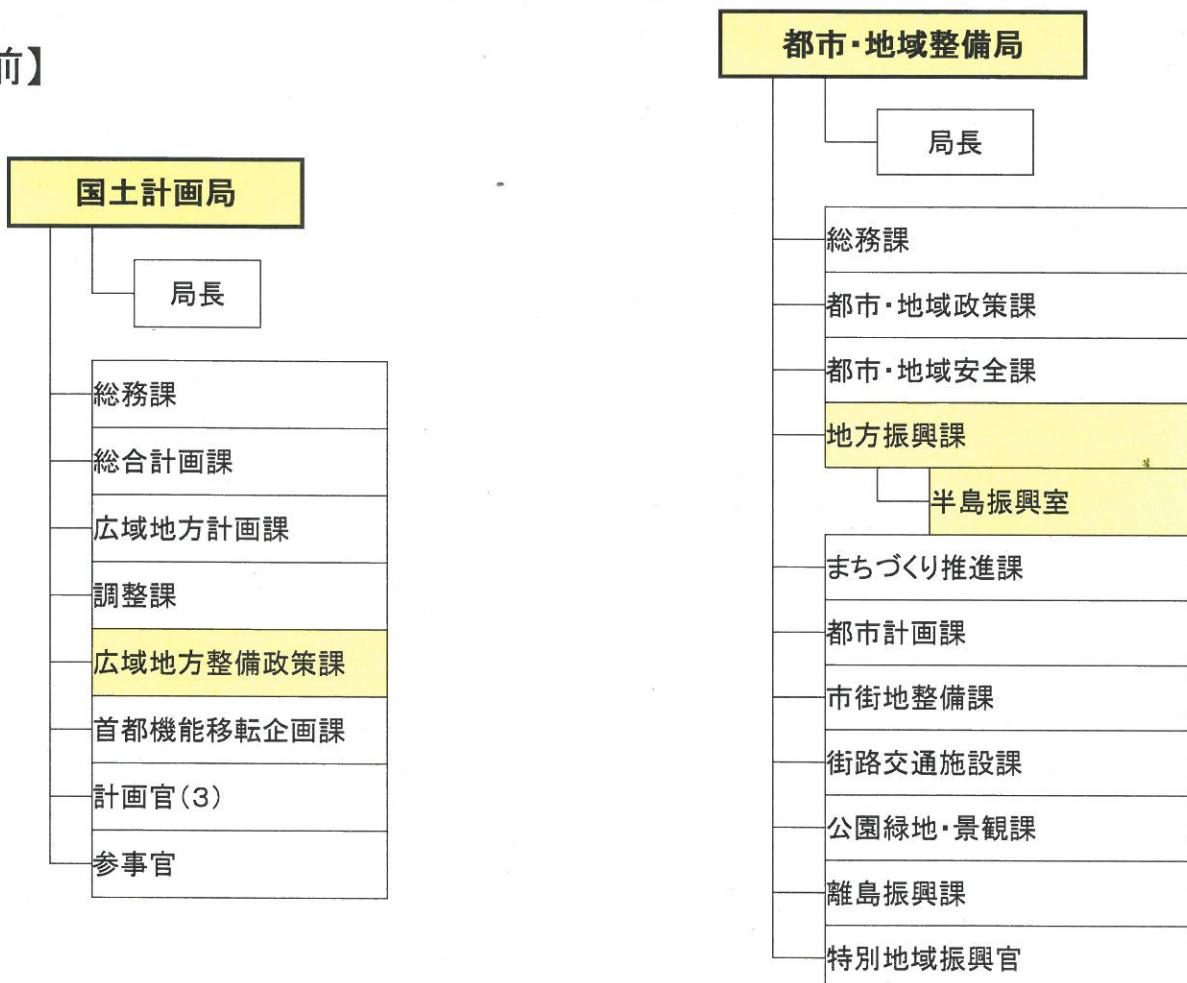
第8条中、部会の庶務は「国土交通省国土計画局総務課」において処理するとされているところ、「国土交通省国土政策局総務課」と修正する。

国土交通省 新旧組織図（関係局のみ抜粋）

【改正後（平成23年7月～）】



【改正前】



半島振興対策部会設置要綱（案）

平成17年 9月 7日国土審議会決定
最終改正 平成24年 月 日国土審議会決定

（設置）

- 1 國土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、國土審議会（以下「審議会」という。）に半島振興対策部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、半島振興計画に関する事項その他の半島振興に関する重要事項を調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（庶務）

- 3 部会の庶務は、国土交通省國土政策局地方振興課半島振興室において処理する。

（雑則）

- 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）（平成17年9月7日国土審議会決定）

この要綱は平成17年9月7日から施行する。

（附則）（平成24年 月 日国土審議会決定）

改正後のこの要綱は、平成24年 月 日から施行する。

首都圏整備部会設置要綱（案）

平成17年12月16日国土審議会決定
平成21年 4月21日国土審議会決定
最終改正 平成24年 月 日国土審議会決定

（設置）

- 1 國土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、國土審議会（以下「審議会」という。）に首都圏整備部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）及び首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項その他首都圏の整備に関する重要事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（委員会）

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、国土交通省都市局都市政策課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則（平成17年12月16日国土審議会決定）

この要綱は、総合的な國土の形成を図るための國土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第375号）の施行の日から施行する。

附則（平成21年4月21日国土審議会決定）

改正後のこの要綱は、平成21年4月21日から施行する。

附則（平成24年 月 日国土審議会決定）

改正後のこの要綱は、平成24年 月 日から施行する。

近畿圏整備部会設置要綱（案）

平成17年12月16日国土審議会決定
平成21年 4月21日国土審議会決定
最終改正 平成24年 月 日国土審議会決定

（設置）

- 1 國土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、國土審議会（以下「審議会」という。）に近畿圏整備部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項その他近畿圏の整備に関する重要事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（委員会）

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、国土交通省都市局都市政策課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則（平成17年12月16日国土審議会決定）

この要綱は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第375号）の施行の日から施行する。

附則（平成21年4月21日国土審議会決定）

改正後のこの要綱は、平成21年4月21日から施行する。

附則（平成24年 月 日国土審議会決定）

改正後のこの要綱は、平成24年 月 日から施行する。

中部圏整備部会設置要綱（案）

平成17年12月16日国土審議会決定
平成21年 4月21日国土審議会決定
最終改正 平成24年 月 日国土審議会決定

（設置）

- 1 國土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、國土審議会（以下「審議会」という。）に中部圏整備部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項その他中部圏の整備に関する重要事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（委員会）

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、国土交通省都市局都市政策課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則（平成17年12月16日国土審議会決定）

この要綱は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第375号）の施行の日から施行する。

附則（平成21年4月21日国土審議会決定）

改正後のこの要綱は、平成21年4月21日から施行する。

附則（平成24年 月 日国土審議会決定）

改正後のこの要綱は、平成24年 月 日から施行する。

政策部会設置要綱（案）

平成21年 4月21日国土審議会決定
最終改正 平成24年 月 日国土審議会決定

（設置）

- 1 國土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、國土審議会（以下「審議会」という。）に政策部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、國土形成計画法第2条に基づく國土形成計画の実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（委員会）

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、國土交通省國土政策局総務課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）（平成21年4月21日國土審議会決定）

この要綱は平成21年4月21日から施行する。

第

（附則）（平成24年 月 日國土審議会決定）

改正後のこの要綱は、平成24年 月 日から施行する。

○ 半島振興対策部会設置要綱（平成十七年九月七日 国土審議会決定）

（最終改正 平成二十四年 月 日 国土審議会決定）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（庶務）

3 部会の庶務は、国土交通省国土政策局地方振興課半島振興室において処理する。

○ 首都圏整備部会設置要綱（平成十七年十一月十六日 国土審議会決定）

（最終改正 平成二十四年 月 日 国土審議会決定）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（庶務）

8 部会の庶務は、国土交通省都市局都市政策課において処理する。

○ 近畿圏整備部会設置要綱（平成十七年十一月十六日 国土審議会決定）

（最終改正 平成二十四年 月 日 国土審議会決定）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（庶務）

8 部会の庶務は、国土交通省都市局都市政策課において処理する。

（庶務）
8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課において処理する。

○ 中部圏整備部会設置要綱（平成十七年十二月十六日 国土審議会決定）

（最終改正 平成二十四年 月 日 国土審議会決定）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案 現 行

（庶務）

8 部会の庶務は、国土交通省都市市局都市政策課において処理する。

（庶務）

8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課において処理する。

○ 政策部会設置要綱（平成二十一年四月二十一日 国土審議会決定）

（最終改正 平成二十四年 月 日 国土審議会決定）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案 現 行

（庶務）

8 部会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において処理する。

（庶務）

8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。